電化製品メーカーの責任に係る法律

令和５年３月２４日
オレンジ法律事務所
弁護士　尾形　駿

第１　電化製品メーカーの責任に係る法律

１　製造物責任法（ＰＬ法）
２　家庭用品品質表示法
３　電気用品安全法

第２　製造物責任法（ＰＬ法）

１　概要

製造物責任（ＰＬ法）法は、製造物の欠陥によって人の生命、身体又は財産に被害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者等に対して損害賠償を求めることができるとする法律

２　対象（「製造物」及び「製造業者等」の内容）

（１）「製造物」とは、「製造又は加工された動産」をいう（法第２条１項）。
（２）「製造業者等」とは、製造業者及びいわゆる表示製造業者をいう（法第２条３項）。

３　製造業者等に責任が生じる場合（「欠陥」の具体的内容）

（１）定義

「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう（法第２条２項）。

（２）具体的内容①：製造上の欠陥

製造物の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製造物の組立てに誤りがあったりしたなどの原因により、製造物が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠く場合

（３）具体的内容②：設計上の欠陥

製造物の設計段階で十分に安全性に配慮しなかったために、製造物が安全性に欠ける結果となった場合

（４）具体的内容③：指示・警告上の欠陥

有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な情報を製造者が与えなかった場合

４　注意表示の要否・程度

注意表示を義務づける規定はないものの、注意表示の欠如により、指示・警告上の欠陥（上記３の（４））にあたると判断される可能性はある。

表示の程度としては、消費者庁のＨＰによると、「製造物の特性や想定される誤使用なども考慮して、使用者が安全に製品を使用できるように、明確かつ平易な注意表示」が好ましいとされている。

５　参考

・消費者庁ＨＰ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html#q1

第３　家庭用品品質表示法

１　概要

消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律

２　対象（法第２条）

※それぞれ政令（施行令）で定められている

（１）「繊維製品」

（２）「合成樹脂加工品」

（３）「電気機械器具」

（４）「雑貨工業品」

３　表示内容（法第３条）

※ガイドラインに記載例あり

（１）成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

（２）表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

４　参考

・消費者庁のＨＰ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

・消費者庁のガイドライン

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/pamphlet/pdf/representation_cms219_20191220_01.pdf

第４　電気用品安全法

１　概要

電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障

害の発生を防止することを目的とした法律（法第１条参照)。

２　対象（法第２条）
※それぞれ政令（施行令）で定められている
（１）「電気用品」
（２）「特定電気用品」
（３）「特定電気用品以外の電気用品」

３　製品流通前の義務等
（１）事業届出（法第３条）
（２）基準適合義務（法第８条)、特定電気用品の適合性検査
（３）表示（法第１０条、法第１２条）※ＰＳＥ
（４）販売の制限（法第２７条）

４　製品流通後の義務等
（１）報告の徴収（法第４５条）
（２）立入検査等（法第４６条）
（３）改善命令（法第１１条）
（４）表示の禁止（法第１２条）
（５）危険等防止命令（法第４２条の５）

５　参考
・経産省ＨＰ
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act_outline.html

以上